



知っておきたい障がい福祉制度

重度または中程度の障がいがあり、日常生活において特別な介護を必要とする場合は、手当が支給されます。該当する障がいやその程度は法律で定められており、医師の診断書等に基づき判定されます。各手当とも所得制限があり、施設に入所している場合等は支給されません。詳しくは、お問い合わせください。

■特別障害者手当

◎対象

20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の人

◎手当の額 月額 26,940 円

◎問い合わせ先 障害福祉課

■障害児福祉手当

◎対象

20歳未満で、精神または身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の人

◎手当の額 月額 14,650 円

◎問い合わせ先 障害福祉課

■特別児童扶養手当

◎対象

20歳未満で、精神または身体に中度以上の障がいをもつ児童を家庭で養育している父・母、または父母に代わってその児童を養育している人

◎手当の額 1級：月額 51,700 円

2級：月額 34,430 円

◎問い合わせ先 子育て支援課

〈問い合わせ先〉 障害福祉課 (☎ 82-1170) 子育て支援課 (☎ 82-1175)



転入奨励金制度

◎山陽小野田市を選んだあなたを応援します！

■今年度の申請受付は 1月31日(木)まで

市は、市外から転入して新たに住宅を取得した人に、転入奨励金として、住宅に係る固定資産税相当額を5年間交付しています。交付を受けるには、毎年度の申請が必要です。平成29年中に新たに住宅を取得し交付要件を満たす人は、平成30年度が初回の申請時期になります。忘れずに申請してください。

※平成25～28年に住宅を取得し、昨年度以前の交付を受けていない人も、さかのぼって申請できます。ただし、申請できるのは、制度の該当年度(5年間)内です。

※交付対象住宅や対象者の要件など、詳しくはお問い合わせください。

転入奨励金交付までのイメージ
(平成30年度が初回の申請時期の人)

▼平成29年3月

住宅を取得し、住宅の登記を完了

▼平成29年4月 転入

▼平成30年1月1日

固定資産税が課税される基準日

▼平成30年5月

固定資産税納税通知書が届く

▼平成30年12月

固定資産税を完納

▼平成31年1月 申請書提出

▼平成31年2月 転入奨励金交付

〈問い合わせ・提出先〉 企画政策課 (☎ 82-1130)